相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市旭町一二番地一〇、最後の住所札幌市中央区南一七条西一〇丁目一番三〇―一一〇一号　被相続人　亡　髙橋　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

事務所札幌市中央区大通西一三丁目四番地一〇ニレジディア大通公園三階　亀山・近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　健大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県上閉伊郡大槌町末広町一〇番、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町末広町一〇番一七号　被相続人　亡　白幡　忠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

岩手県遠野市東穀町八番一三号

相続財産管理人　弁護士　亀山　元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県北秋田市綴子字大堤六四番地、最後の住所秋田県北秋田市上杉字金沢二四〇番地　被相続人　亡　三澤ハルヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

秋田県大館市東台四丁目四番八一号、事務所秋田県大館市字部垂町三九番地三　川田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県河内郡上三川町大字上蒲生四四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小池　知江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

栃木県宇都宮市桜三丁目一番三号稲葉ビル一階

相続財産管理人　弁護士　菊田　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県ふじみ野市西一丁目五九九八番地九、最後の住所埼玉県ふじみ野市西一丁目一二番一五号　被相続人　亡　福島　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目六番三八号花磯ビル三〇一　秋山誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋山　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県木曽郡木曽町福島五二一七番地、最後の住所東京都墨田区本所三丁目一六番五号坂本ビル三〇一号　被相続人　亡　陶山　安信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

東京都千代田区飯田橋一―九―七池谷ビル三階吉村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉村　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県小矢部市屋波牧七一九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤田　辰昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

富山県高岡市中川本町八番一号

相続財産管理人　鍛治　富夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市八尾町井田五七四四番地、最後の住所富山県射水市八幡町一丁目一五番二号　被相続人　亡　濱野　毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

富山県高岡市広小路一番二八号

相続財産管理人　作井　康人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市生駒町寿一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　落合　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

愛知県豊田市神田町一―一―一西山地産ビル二階とのも法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土面　尋志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県本巣郡北方町春来町一丁目一三一番地、最後の住所滋賀県彦根市石寺町七一三番地　被相続人　亡　鵜飼　源治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

滋賀県犬上郡多賀町大字大岡三五五番地

相続財産管理人　馬場　潤治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市中折町九五番地、最後の住所佐賀県佐賀市高木瀬東四丁目一番五号　被相続人　亡　幸山ハルコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

佐賀県佐賀市城内二丁目七番一二号

相続財産管理人　司法書士　松本　一秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市久保田町大字久富二八二四番地、最後の住所佐賀県佐賀市久保田町大字江戸三三五番地　被相続人　亡　髙森　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

佐賀県佐賀市兵庫南一丁目二〇番四二号

相続財産管理人　副島　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南さつま市坊津町坊九一八五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長井　実弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

事務所鹿児島県南九州市知覧町郡六二二三番地一　知覧ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　亮介

決　算　公　告

平成25年5月31日

バルバドス国セント・マイケル、コリーモア・ロック、チェルストン・パーク、2番ビル

RBCキャピタルマーケッツ・ジャパン・リミテッド

日本における代表者　遠藤三奈子

貸借対照表の要旨（平成24年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び資本の部	
流動資産		負債	
現金及び現金同価物	7,247	営業債務	83
営業債権	6	関係会社支払債務	206
関係会社受取債権	386	退職給付引当金	608
その他の流動資産	75	その他の負債	685
非流動資産		資本	
有形固定資産	316	資本金	9,921
無形資産	12	資本剰余金	26
その他の投資	153	利益剰余金	△ 1,857
繰延税金資産	868	その他の資本の構成要素	△ 606
資産合計	9,067	負債及び資本合計	9,067